

京都大学における博士学位論文のインターネット公表に関するガイドライン

平成25年4月16日
教育制度委員会決定
平成25年10月7日
最近改正

平成25年3月11日に行われた学位規則の一部改正（平成25年4月1日施行）により、教育研究成果の電子化及びオープンアクセス化の推進の観点から、博士の学位論文の公表方法に関する規定が以下の通り変更されました。

- ・ 博士の学位の授与に係る論文の公表方法が、印刷公表から「当該博士の学位を授与した大学又は独立行政法人大学評価・学位授与機構の協力を得て、インターネットの利用により行うもの」に変更。（第九条第1～3項）
- ・ 当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査結果の公表方法をインターネットの利用による公表とすることの義務化。（第八条）

これを受けて本学の学位規程を改定いたしますので、各研究科等におかれては、以下のガイドラインにより学位規則第九第2項に規定された「やむを得ない事由」の有無を判断し、博士学位論文を京都大学学術情報リポジトリ（以下、「KURENAI」という。）に公表いただくようお願いします。

1. 「やむを得ない事由」の有無に関する確認及び学位論文公表の手順

- (1) 本学において博士の学位を受けようとする者（以下、「学位申請者」という。）は、指導教員と相談の上、学位申請時に、学位論文についてインターネット公表ができない内容又はインターネット公表により生じる不利益（以下、併せて「やむを得ない事由」という。）の有無及びやむを得ない事由がある場合はその内容を申請するものとする。

ただし、やむを得ない事由がある場合は、学位申請者は、当該学位論文の概要として結論に至るまでの内容を要約したもの（以下、「学位論文の要約」という。）を学位論文に添付しなければならない。

- (2) 研究科等は、当該審査に際し、やむを得ない事由の有無及びやむを得ない事由がある場合には、学位論文の要約の適切性を判断し、その結果を別葉により総長に報告するとともに、必要に応じて「論文審査の結果の要旨」に記載する。

なお、研究科等においてやむを得ない事由があると判断された学位論文に学位論文の要約が付されていない場合は、研究科長は、学位申請者に対してその提出を求めるものとする。

- (3) 研究科等がやむを得ない事由がないと判断した場合は、申請者本人に結果を通知し、

当該学位論文の全文を学位授与日から1年以内にKURENAIに掲載し公表するものとする。

研究科等がやむを得ない事由があると判断した場合は、申請者本人に結果を通知し、当該学位論文の概要として結論に至るまでの内容を要約したものを学位授与日から1年以内にKURENAIに掲載し公表するものとする。やむを得ない事由がなくなった場合、当該論文著者と当該研究科等からの申請を受けて、KURENAIに全文公表する。

なお、学務部教務企画課は、研究科等がやむを得ない事由があると判断した場合は、当該学位論文のインターネット公表を認めないことを明示した上で、その電子データ（PDF推奨）又は印刷物を国立国会図書館に送付する。

2. 「やむを得ない事由」の判断基準

- (1) 立体形状による表現を含んでいる。
- (2) 著作権や個人情報等に係る制約がある。
- (3) 出版刊行（学術ジャーナルへの掲載も含む）の予定がある。
- (4) 特許申請している情報又は特許申請を予定している情報が含まれている。
- (5) その他、特にインターネット公表ができない内容を含むこと又はインターネット公表により生じる不利益が認められる。

3. 平成25年5月～9月博士学位授与者に係る特例措置

平成25年5月～9月博士学位授与者で、「やむを得ない事由」の有無に関する確認をせずに学位授与の決定をしている場合は、学位授与日から3ヶ月以内に、やむを得ない事由の有無を判断し、その結果を「論文審査の結果の要旨」中に追加記載するか、又は別葉により総長に報告するものとする。

研究科等がやむを得ない事由がないと判断した場合は、当該学位論文の全文をKURENAIに掲載し公表するものとする。

研究科等がやむを得ない事由があると判断した場合は、学位授与者から学位論文の要約の提出をうけ、学位論文の要約としての適切性を審査し、学位授与日から1年以内にKURENAIに掲載し公表するものとする。